

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	結 業 年 度	法人名	( )			
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円			
	調整前連結税額の個別帰属額 $(20) \times \frac{(1)}{(17)}$	2	円			
	当 期 分	取得価額の合計額 (別表六の二(九)付表「10」の合計)	3	円		
		同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額	4	円		
		税額控除限度額 $((3) - (4)) \times \frac{15}{100} + (4) \times \frac{8}{100}$	5	円		
		法人税額基準額	調整前連結税額基準額 $(21) \times \frac{(1)}{(18)}$	6	円	
			個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	7	円	
		法人税額基準額 (6)と(7)のうち少ない金額	8	円		
		当期分の特別控除額 (5)と(8)のうち少ない金額	9	円		
		繰越税額控除限度超過額 (27)の計	10	円		
		前 期 繰 越 準 額	調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{(1)}{(19)}$	11	円	
	個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$		12	円		
	個別帰属額基準額の残額 (12)又は(12) - (9)		13	円		
	法人税額基準額 (11)と(13)のうち少ない金額		14	円		
	当期分の特別控除額 (10)と(14)のうち少ない金額		15	円		
	当期分の特別控除額の個別帰属額 (9) + (15)	16	円			
	各 連 結 法 人 の 合 計	連結所得の金額 (別表四の二「46」)	17	円		
		工業用機械等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得連結法人の(1)の合計)	18	円		
		繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	19	円		
		調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「7」又は別表一の二(三)「2」)	20	円		
		当期分	総調整前連結税額基準額 $(20) \times \frac{20}{100}$	21	円	
			当期分の特別控除額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)	22	円	
		前期繰越分	総調整前連結税額基準額 $(20) \times \frac{20}{100}$	23	円	
			総調整前連結税額基準額の残額 (23)又は(23) - (22)	24	円	
			当期分の特別控除額の合計額 (各連結法人の(15)の合計)	25	円	
		法人税額の特別控除額の合計額 (22) + (25)	26	円		
各 連 結 法 人 に お け る 翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 内 訳	連結事業年度 又は事業年度	前期繰越額 又は当期税額 控除限度額	当期控除額	翌期繰越額 (27) - (28)		
		27	28	29		
	平 . . .	円	円			
	平 . . .			円		
	平 . . .					
	平 . . .					
	計		(15)			
	当 期 分	(5)	(9)			
合 計						

別表六の二(九)

平十六・四・一以後終了連結事業年度分

## 別表六の二（九）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の13第1項又は第2項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）（平成14年改正措置法附則第27条（連結法人が自由貿易地域等における工業用機械等に係る繰越税額控除限度超過額を有する場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定により適用される場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる連結事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度又は連結事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

  - (1) 工業用機械等を事業の用に供した連結事業年度（供用年度）
  - (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度
  - (3) 工業用機械等を事業の用に供した事業年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度
- 2 この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。
- 3 「当期分3～9」及び「21～22」の各欄は、法人が措置法第42条の9第1項の表の各号の第3欄に掲げる工業用機械等を平成14年4月1日から平成19年3月31日までの間に取得等をし、事業の用に供した場合に、その工業用機械等につき、供用年度において措置法第68条の13第1項の規定による法人税額の特別控除を受けるときに記載します。
- 4 「取得価額の合計額3」には、各連結法人に係る別表六の二(九)付表「差引改定取得価額10」の合計額（各連結法人ごとの合計額）を記載します。
- 5 「前期繰越分10～15」及び「23～25」の各欄は、前期以前において生じた工業用機械等に係る繰越税額控除限度超過額を有する場合に、措置法第68条の13第2項の規定により当該超過額について当期において法人税額の特別控除の規定の適用を受けるときに記載します。
- 6 「個別帰属額基準額の残額13」欄は、「3～9」の各欄の記載がある場合には、「(12)又は」を消し、「3～9」の各欄の記載がない場合には、「又は(12－(9))」を消してください。
- 7 いずれの連結法人についても、当期に、工業用機械等で事業の用に供したものがなく、前期以前から繰り越された繰越税額控除限度超過額につき法人税額の特別控除の適用を受ける場合には、「3～9」及び「21～22」の各欄は記載しません。
- 8 「工業用機械等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額18」には、各連結法人のうち、当期において、工業用機械等を事業の用に供した連結法人（以下「取得連結法人」といいます。）に係るこの明細書の「個別所得金額1」の金額を合計した金額を記載します。
- 9 「繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額19」には、各連結法人のうち、前期以前から繰り越された繰越税額控除限度超過額を有する連結法人（以下「繰越連結法人」といいます。）に係るこの明細書の「個別所得金額1」の金額を合計した金額を記載します。
- 10 適用を受ける連結法人が、取得連結法人、繰越連結法人のいずれにも該当する場合には、当該連結法人のこの明細書の「個別所得金額1」の金額は「18」欄と「19」欄の「合計額」のいずれにも含まれます。
- 11 「総調整前連結税額基準額の残額24」欄は、「21～22」の各欄の記載がある場合には、「(23)又は」を消し、「21～22」の各欄の記載がない場合には、「又は(23－(22))」を消してください。
- 12 「前期繰越額又は当期税額控除限度額27」の「計」までの各欄は、前期分のその連結法人に係るこの明細書の「翌期繰越額」の金額（前期が連結事業年度に該当しない場合は、別表六（十六）の「翌期繰越額」の金額）を移記し、「当期分」には「5」の金額を記載します。
- 13 「当期控除額28」の「計」には「15」の金額を記載します。
- 14 「当期控除額28」の「当期分」には「9」の金額を記載します。